イ　基地局と通信を行う送信装置	イ　［同上］
［略］	［同上］
［表略］	［表同上］
［注１　略］	［注１　同上］
２　搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。	２　搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。
(4)　陸上移動中継局の送信装置	(4)　［同上］
ア　陸上移動局と通信を行う送信装置	ア　［同上］
［略］	［同上］
［表略］	［表同上］
［注１　略］	［注１　同上］
２　搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。	２　搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。
イ　基地局と通信を行う送信装置	イ　［同上］
［略］	［同上］
［表略］	［表同上］
［注１　略］	［注１　同上］
２　搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。	２　搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。
［7・8　略］	［7・8　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。